

ID: 425

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市準用河川管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第193号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (占用料等)  第4条 市長は、法第23条から第25条までの許可を受けた者から別表に定める占用料又は採取料（次項において「占用料等」という。）を徴収することができる。ただし、国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにする場合を除く。  2 前項ただし書のほか、市長が特別の事由があると認めるときは、市長は占用料等を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日